

移動等円滑化取組計画書

令和5年 6月 16日

住 所 福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目5番7号  
博多センタービル

事業者名 西日本鉄道株式会社  
代表者名 代表取締役社長執行役員 林田 浩一

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

(1) 旅客施設及び車両の整備に関する事項

「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に基づき、1日当たりの平均利用者数が3千人以上の駅並びに2千人以上3千人未満であって重点整備地区内の生活関連施設である駅の対象30駅のうち、公共交通移動等円滑化基準に適合していない駅について、段差の解消（1駅）や内方線付点状ブロック（3駅）、視覚障害者誘導用ブロック（14駅）、案内設備（24駅）、バリアフリースイッチ（9駅）の整備を順次検討し推進する。※

また、1日当たりの平均利用者数が10万人以上の駅である西鉄福岡(天神)駅では平成30年度より2番線の乗車および降車ホームの北口改札側各1両分で昇降ロープ式ホーム柵（支柱伸縮型）を試験的に設置しており、令和5年度からの整備を計画する。

車両については、新型車両への代替及び大規模修繕時の改造により、公共交通移動等円滑化基準に基づいたバリアフリー化を推進する。

※周辺開発に合わせて大規模改良を計画している駅については、周辺開発に合わせて整備予定

(2) 旅客支援、教育訓練等に関する事項

駅やホームでの安全を確保するため、高齢者や障がい者への支援、駅係員や乗務員に対する教育訓練、バリアフリー設備の維持管理、利用者への啓発活動を継続的に実施する。

## II 移動等円滑化に関する措置

### ① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
・ 7000 形	・ 2 編成 4 両に扉開閉ランプの新設及び車いすスペースの拡幅を実施する。(令和 5 年度)
・ ホームドア	・ 福岡駅 3 番乗車ホームにホームドアを設置する。(令和 5 年度)
・ ホーム段差隙間縮小	・ 福岡駅 1 番線段差解消及び 3 番乗車ホーム隙間縮小工事を実施する。(令和 5 年度)
内方線付点状ブロック/視覚障害者用誘導ブロック	・ 天神大牟田線 7 駅 (福岡、薬院、平尾、大橋、井尻、雑餉隈、都府楼前)の内方線付点状ブロック及び誘導ブロックの改修を実施する。※JIS 規格化 (令和 5 年度)
バリアフリートイレ	・ 天神大牟田線 4 駅 (薬院、平尾、井尻、雑餉隈)、貝塚線 1 駅 (香椎花園前) のバリアフリートイレ基準適合化工事を実施する。※オストメイト等の設置 (令和 5 年度)
・ 触知案内図	・ 天神大牟田線 3 駅 (福岡、薬院、大牟田)、貝塚線 2 駅 (貝塚、香椎花園前) に触知案内図の整備を実施する。(令和 5 年度)

### ② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
設備の維持管理	・ 昇降機や運行情報提供設備 (旅客案内装置) について定期的な保守点検を実施する。(継続実施)
設備等を用いた役務の提供および教育訓練	・ 車椅子利用者に対して簡易スロープによる乗降支援や高齢者・視覚障がい者への案内誘導等の研修を実施する。(継続実施)

### ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗降補助サービス	・ 車椅子利用者に対して簡易スロープによる乗降支援や高齢者・

の提供	視覚障がい者への適切な案内誘導を行う。(継続実施)
-----	---------------------------

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
運行情報の提供	運行情報提供設備や SNS、在線位置情報、ホームページ、のりもの info 等において運行情報を提供する。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
駅係員や乗務員に対する教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者・視覚障がい者の案内誘導について研修を実施する。(継続実施)</li> <li>・ 入社時等に障がい者接客マニュアル研修を実施する。(継続実施)</li> </ul>

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
利用者に対する広報活動及び啓発活動	「声かけサポート運動」の取り組みについて、ポスター等の掲示や駅構内放送、車内放送を通じ啓発活動を実施する。(継続実施)

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ウェブサイトや電話で寄せられるバリアフリーに関するご意見を社内で共有するとともに、取組の改善に活用する。</li> </ul>
--

Ⅳ 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由
—	—	—

V 計画書の公表方法

当社のホームページにより公表。

VI その他計画に関連する事項

—

- 注1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。
- 2 Vには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。
- 3 VIには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。